

# 議 事 録

令和6年度四万十町農業委員会5月総会

日 時 令和6年5月27日（月）午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的ホール

日 程

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第1  | 指定第3号  | 会期の決定について                                  |
| 第2  | 指定第4号  | 議事録署名委員の指名について                             |
| 第3  | 報告第2号  | 農地法第18条の規定による合意解約通知について                    |
| 第4  | 報告第3号  | 農地法第3条の3の規定による届出について                       |
| 第5  | 議案第5号  | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について              |
| 第6  | 議案第6号  | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について            |
| 第7  | 議案第7号  | 四万十町農用地利用集積計画の決定について                       |
| 第8  | 議案第8号  | 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について |
| 第9  | 議案第9号  | 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について             |
| 第10 | 議案第10号 | 農地利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について                 |
| 第11 |        | その他  |

〔出席委員〕

- |           |            |           |           |           |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章  | 2. 掛水 誠幸   | 3. 廣井 栄治  | 4. 小野 重明  | 5. 濱田 誠   |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 欠席      | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄  | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔  | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮  | 15. 欠席    |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 真弓  | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 |           |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶  | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席    | 26. 欠席     | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男  | 32. 山本 奨一 | 33. 欠席    | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力  | 36. 上野 渡   | 37. 欠席    | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- |          |         |          |         |           |
|----------|---------|----------|---------|-----------|
| 7 浜田 大彰  | 15 竹内 純 | 25 常石 幸浩 | 26 甲把 雄 | 33 橋本 健太郎 |
| 37 佐々木 通 |         |          |         |           |

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山陸 聖弥・山川 美恵

会長

大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。田んぼの時期ということで、すでに田んぼは終わられた方、少しほっとしてるんじゃないでしょうか。まだ終わられてない方はもう少し頑張っていたきたいと思っております。今晚から明日にかけて、九州とか、四国、近畿の方で大雨が降るというような予報がされておりますので、またそちらの方、気をつけていただけたらと思っております。

以前からお願いをしておりました建議等検討委員会の意見書が山本委員長をはじめ、建議等検討委員さんには、何回も集まって意見書を作っていただきました。今日総会に諮りまして、無事それを通りましたら町長の方に検討委員と農業委員会役員の方で意見書を提出したいと思っております。今年度、我々の任期中に回答いただくということになっておりますので、取り急ぎ町長の方には意見書を持って報告したいと思っております。

それと視察研修の日程がだいたい決まったそうです。先月に皆さんにアンケートを取りましたところ、7月の初旬がいいということでしたので、7月の初旬の金土で段取りをしてくれておるようです。後で事務局の方から報告があると思います。任期最後の研修を執り行いたいと思っておりますので、皆さんの参加をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

5月総会をこれから始めますので、よろしくご協議のほどお願ひ申し上げたいと思います。

議長

ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会5月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号6番 下元誠一郎委員にお願ひします。

ご起立をお願ひします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

18番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、7番 浜田大彰委員、15番 竹内純委員、25番 常石幸浩委員、26番 甲把雄委員、33番 橋本健太郎委員、37 佐々木通委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりで。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第3号「会期の決定について」を議題とします。  
お諮りします。令和6年度四万十町農業委員会5月総会の会期は、令和6年5月27日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。  
次に、日程第2、指定第4号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。  
四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に8番 宮崎恵美子委員と34番 平野直人委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第2号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を報告します。  
議案書は、3ページからです。  
件数は窪川地域から10件になります。  
借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。  
番号1番と2番から8番については同じ地番になりまして、番号1番が耕作者と中間管理機構との合意解約、番号2番から8番が中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。  
番号1番 土地の所在地、興津字森ノ前3657番、地目、田、面積1,026㎡、外6筆あり、合計7筆、面積は4,615㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月7日です。  
番号2番 土地の所在地、興津字森ノ前3657番、地目、田、面積は1,026㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月7日です。  
番号3番 土地の所在地、興津字森ノ前3658番、地目、田、面積は803㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月7日です。  
番号4番 土地の所在地、興津字森ノ前3659番、地目、田、面積は656㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月7日です。  
番号5番 土地の所在地、興津字森ノ前3660番、地目、田、面積は634㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月7日です。  
番号6番 土地の所在地、興津字森ノ前3661番、地目、田、面積は232㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月7日です。  
番号7番 土地の所在地、興津字森ノ前3664番、地目、田、面積は489㎡です。

解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月7日です。

番号8番 土地の所在地、興津字森ノ前3665番、地目、田、面積は775㎡です。  
解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月7日です。

続いて、番号9番と番号10番については同じ地番になりまして、番号9番が耕作者と中間管理機構との合意解約、番号10番が中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。

番号9番 土地の所在地、興津字森ノ前3662番、地目、田、面積は762㎡です。  
解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月10日です。

番号10番 土地の所在地、興津字森ノ前3662番、地目、田、面積は762㎡です。  
解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年5月10日です。  
この解約につきましては、今後使用貸借に変更するために解約をするものです。

以上になります。

議長 報告第2号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第2号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第3号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 「農地法第3条の3の規定による届出について」報告いたします。  
議案書は、6ページです。

件数につきましては、窪川地域1件、西部地域2件の計3件になります。

なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、与津地字産台439番、地目、田、面積988㎡、外24筆あり、合計25筆、面積26,345㎡です。届出日、令和6年4月25日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。窪川地域は以上です。  
続きまして西部地域です。

番号2について説明します。土地の所在、打井川字行司田465番2、地目、田、面積191㎡。外6筆あり、合計7筆、面積が6,672㎡です。届出日、令和6年2月29日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

続いて番号3 土地の所在、打井川字春蔵248番3、地目、畑、面積390㎡です。届出日、令和6年2月29日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第3号について事務局の説明が終わりました。  
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。  
特になければ、報告第3号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第5号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請

の処分決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。

議案書は9ページからです。申請地の位置は添付資料の1ページからになります。件数につきましては窪川地域の2件、西部地域の2件、計4件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、金上野字才能1438番8、地目、畑、面積412㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、現在はナス、きゅうり、ブドウ、梅、桃、梨を栽培しており、今後トマトも栽培する計画となっております。

続いて番号2番 土地の所在地、日野地字後川296番、地目、田、面積820㎡、外1筆あり合計2筆、面積計1,751㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地ではソルゴーやマリーゴールドを栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

続きまして西部地域です。

番号3について説明します。土地の所在地、久保川字ウシノダバ264番2、地目、畑、面積396㎡。外1筆あり、合計2筆で、面積が716㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、果樹を栽培する予定です。

続いて番号4について説明します。土地の所在地、十川字石神1388番3、地目、畑、面積316㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、野菜を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第5号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について20番 中城康子委員。

20番

23日に譲受人と24日に譲渡人とそれぞれ面接しました。現地を確認しましたが、畑であることを確認しました。譲受人は家を建てて、周りが農地だったもので間もない時から借り受けて有効的に農地を利用しております。農地の周辺はほとんどが墓地になってまして、営農上悪影響を与えることはありません。譲り受けた土地は、早くから葡萄とかそれから桃、梅、柿いろいろ植わって野菜なんかも色々作っております。

以上の確認の結果、番号1番の所有権移転は問題ないと判断いたしました。以上です。

議長

続きまして、番号2番 27番 市川正司委員。

27 番

案件 2 番について補足説明をしたいと思います。

現況は田んぼではありますが、今は畑として活用しております。譲受人は農地を効率的に利用していると思われま。というのが多少雑草が目立ちまして、ひどいという状況ではないと思います。譲受人は年間約 200 日以上は農作業に従事しております。取得する農地については、この田んぼ 2 枚ですが、上から順繰りに石垣の段々畑でございまして、周りに何ら悪影響を与えることがないと思います。この土地の譲渡人については、県外に住んでおり、高齢のため今後継続して耕作も困難な状況のため、今度の譲受人の方との売買の話がトントン拍子に進んだということでした。今後はここへ先ほど事務局が言いよったようにソルゴー、マリーゴールドなど景観作物をしばらく植えるそうです。以上の確認の結果、番号 2 番の案件については問題ないと判断いたしました。

議長

続きまして、番号 3 番について 35 番 山崎力委員。

35 番

昨日、本人と農地を確認してきました。譲受人は、田、畑では柚子とすだちを作っているとのこと。農地もよく手入れされており、悪影響を与えないと思います。それからこの案件ですが、これはお互いが口約束で交換みたいな感じでした。みたいですが、登記されていなかったということで今出てきたということです。問題はないと思います。

議長

続きまして、番号 4 番について 13 番 武内道則委員。

13 番

24 日に現地確認と次の日に電話で譲受人の方にお話を聞いてまいりました。現況は畑であり野菜と花が植わっておりました。あと、自分が耕作できない半分ぐらいは、アグリシートを貼って草が生えないようにきれいに手入れされており、周辺農地に迷惑をかけてないことを確認しております。この案件ですけど、もともと町内に住んでおったお父さんが今県外の方に住んでおまして、こちらに戻るつもりがないということで、こちらに住んでおった娘さんに 3 条の贈与にするということになったみたいです。宅地と山林等はもうすでに名義変更されておりますが、この畑だけが名義変更ができていなかったもので、今回申請を出されたということです。この方お勤に行きよりまして年間 150 日農作業されますかということを確認したんですけど、水をやるぐらいなら毎日夏は水まくし、休みの日は草も引くしということで、なんとか 150 日就農されておるとしたのかなと思いますので、この案件は問題ないと考えます。以上です。

議長

議案第 5 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第5号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第5号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。

議案書は10ページです。今月は窪川地域の1件です。

番号1 添付資料は5ページから9ページです。申請地は1筆、土地の所在、弘見字今在家555番、地目、田、面積1,567㎡の農地です。権利事由は、所有権の移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅の新設です。転用理由は、現在の家が老朽化し新築を考えていたが、現在の居宅が土砂災害特別警戒区域にあるため、再築できないことから、近傍の自己所有地に新たに農家住宅を建築するものです。申請人は生姜栽培を営んでおり、農業用倉庫やコンテナ置き場、洗い場などのスペースが必要であるため、当該申請面積を必要としています。農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、6ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、農業用倉庫、洗い場、コンテナ置き場、物干し場、バーベキュースペース等を整備する計画です。(車の出入りや農繁期の車両や農機具の動線がどうしても必要であるため)周囲の状況・影響についてですが、周囲はすべて同意有の農地で、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、50cm未満の盛土を行い、転圧して整地します。特に、舗装や砂利敷などは行いません。進入計画については、申請地西側の農道より進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。排水計画についてですが、生活排水は合併浄化槽により既存の暗渠を使用し農道西側の排水路へ排出します。雨水は申請地内で自然浸透及び申請地に傾斜を設け、集水枒を経由し同じく排水路へ排出します。資金計画については、融資見込み証明書と通帳の残高の写しにより、必要な事業費を確保していることを確認しています。

議案第6号は以上です。

- 議長 議案第6号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、9番 山本道雄委員。
- 9番 5月25日に聞き取りに行かせていただきました。現状は畑になっておりました。本人は許可が出次第工事に入るということを伺っております。それから1,500㎡と広いような感じもしますけれども、必要な計画で問題ないと思います。それから周りの方にも同意をもらっているということで、特にこの件には問題ないと思います。以上です。
- 議長 議案第6号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
27番 市川正司委員。
- 27番 権利事由というところに所有権移転となっておりますが、譲渡人、譲受人双方とも同じ人みたいなのですが、所有権移転する必要があるがですか。
- 事務局 当初は4条申請で持ち主の方が、転用申請をするという形で出てきてたんですが、資金証明の融資証明が連名で出てきておまして、県の方に確認したところ融資証明が連名の場合は2人で取得するという形になるので、5条申請になるという指導を受けましたので、今回5条申請でさせていただきます。
- 議長 この案件は1,500㎡ということで、県でも初めての案件になるのではないかと思いますので、ご意見があればお願いします。
- 議長 27番 市川正司委員。
- 27番 上限はないのですか。
- 事務局 ご存知のように、以前は一般住宅やったら500㎡農家住宅で1,000㎡というj条件があったわけですが、それが必要面積という計画が認められるのであれば、特にそこは面積の上限はないという形では聞いてます。  
ただ常識の範囲内で。
- 議長 他に何かありませんか。16番 中原英昭委員。
- 16番 これは常識の範囲内ではないのでは。  
これ特に反対してるわけではないけども、大きすぎるかどうかという話であれば大きすぎるっていう意見です。
- 議長 役員会でも広いという意見も出ましたが、たくさんの置き場もいるという意見も出ました。1,000㎡以上でもそれなりの理由があれば構わないという事です。  
中原委員みたいに広すぎるなという意見も当然あると思います。

事務局 補足で。この計画については1ヶ月前に実は出てきておりまして、自分の方も1,000㎡がなくなったとは言え、広すぎるなということで1回、再度検討していただけますか。ということでお返ししてたんですけど、やっぱり営農していく上でこれぐらいの面積が欲しいということでこの面積で再度申請が上がってきたというところですので、以上です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第7号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局 議案第7号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
議案書は11ページからです。添付資料については10ページからになります。  
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和6年6月3日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第1項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。  
件数につきましては窪川地域2件、西部地域5件の計7件です。  
利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、七里字ニノへ甲870番、地目、田、面積2,875㎡です。  
設定は新規になります。期間は令和6年6月3日から令和11年6月2日までの5年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号2番、土地の所在地、下呉地字下影野767番、地目、田、面積2,583㎡です。  
設定は新規になります。期間は令和6年6月3日から令和11年6月2日までの5年です。作物はソルゴーを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続きまして西部地域です。

番号3、4、5、6、7は農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権の設定になります。

番号3 土地の所在地、昭和字中ギレ184番1、地目、田、面積、1,151㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年6月3日から令和11年6月2日までの5年になります。作物はサツマイモを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続きまして番号4 土地の所在地、昭和字ハナレキ151番1、地目、田、面積1,103㎡です。設定は新規になります。期間は、令和6年6月3日から令和11年6月2日までの5年になります。作物はサツマイモを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続きまして番号5 土地の所在地、昭和字松ノ越760番1、地目、畑、面積820㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年6月3日から令和11年6月2日までの5年になります。作物はサツマイモを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続きまして番号6 土地の所在地、大井川字丁子淵2427番、地目、田、面積633㎡。外1筆あり、合計2筆、面積が1,264㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年6月3日から令和11年6月2日までの5年になります。作物は栗を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続きまして番号7 土地の所在地、十川字カドノモト875番、地目、田、面積1,295㎡。外1筆あり、合計2筆、面積が1,660㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年6月3日から令和11年6月2日までの5年になります。作物は栗、サツマイモを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

説明は以上です。

議長

議案第7号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、5番 濱田誠委員。

5番

甲把雄委員から依頼されましたので代わりに補足説明を行いたいと思います。

番号1番について貸出人、借受人双方から確認したそうです。借受人は、生姜を大々的に栽培しております。農業生産法人でもあり、内容も利用集積計画のとおりで新規ですが特に問題ないということでした。以上です。

議長

続きまして番号2番について、28番 大西博之委員。

28番

番号2番について借受人から確認をいたしました。新規ですけれども借受人の方は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。計画通り5年間ソルゴーを植えるというふうに確認をしました。特に問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして番号3番、4番、5番について一括で。12番 竹村加壽子委員。

12 番 借受人が 3、4、5 と同じなのでまとめて説明いたします。借受人は、180 日以上農業に従事しており、周辺農地にも悪影響を与えておらず、耕作物も記載内容に間違いがないことを確認しております。借受人には電話で聞いたところによりますと、出張中でしたので会えませんでした。現地は 21 日行ったんですけど、22 日に確かめに会社の方へ行きました。21 日には貸出人とも話し問題ないことを確認しました。

議長 続きまして、番号 6 番について。34 番 平野直人委員。

34 番 番号 6 番について借受人から確認しました。借受人は、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しております。内容も利用集積計画のとおりです。新規ではありますが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 7 番。13 番 武内道則委員。

13 番 24 日に現地確認に行つてまいりました。現地に行きましたら、この貸出人の方が自宅に見えたので、そちらに行つてお話を伺つてきました。現況は田であります。畑作として利用するように綺麗に草を刈つたり耕したりしておりました。広い方の田んぼは 7 割、8 割方はマルチを張つており、さつまいも植え付けの段取りになっておりました。耕作の作物がサツマイモと栗というふうに書かれておりますが、今年はサツマイモを耕作して来年から栗を植えさせてくれと言つてきたということ、何でもかまんで管理してくれたら構いませんので、栗を植えてくださいという話だそうです。ただ、この中間管理機構の方に条件を付けたみたいで、もし私が亡くなつたり、お宅の会社がなくなつたりするときは現状に戻して、現状復帰して返してくれという一筆書いてハンコをもらつてると言つておりました。その書類の方は見ることはできなかつたんですけど。新規ではありますが、この会社の方は加工用の人参芋また栗にもなかなか力を入れて耕作放棄地のところに栗を植えて頑張つてやっている会社でございますので、新規でございますが問題ないと考えます。以上です。

議長 議案書 7 号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
27 番 市川正司委員。

27 番 三カ所ほどございまして、一つは 2 番目の利用権を設定する方のお年がかなりご高齢ということで、これで 5 年の契約期間があるけど、これは大丈夫なんだろうかと。それと、6 番 7 番の案件のところは栗がありますが、栗が実り出す頃が 5 年後ぐらいじゃないですかね。それからなぜ 5 年に設定したんでしょうか。その質問です。

事務局 こちらの期間について公社に確認したところ、公社が新規で仲介する場合は、基本的に最長でも期間 5 年で皆さん設定させていただいているそうです。一応、この

法人さん前年の10月にも、公社の仲介で利用権の設定をしているんですけども、まだ期間もあまりたっておらず、実績としては不十分ということで、今回も5年で設定をしているとのこと。ただ、確認書という形で5年後も継続して耕作をおこなうという旨をしたための物を残しているそうです。

28番 2番の案件ですけども、名義の方はこの方になっておりますが、実質管理するのは息子さんが管理しております。届けの方も息子さんの方から借受人の方へ話を持って行って、話が決まったように聞いてます。以上です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第7号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第7号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第8号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について説明いたします。

議案書15ページ、添付資料は45ページからとなります。

議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。ご審議、ご決定をお願いいたします。

今日は窪川地域の1件です。

番号1番について説明します。

番号1 数神字下神1190番、地目、田、面積829㎡です。登記目的、所有権移転、

法務局受付日、令和6年4月18日、登記原因 平成5年12月1日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認をしたところ、過去に権利者と義務者の親同士で話し合いがなされていたもので、このたび登記に至ったそうです。現地は添付資料45ページの写真のとおりで権利者が管理しています。

説明は以上です。

議長 議案第8号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明ですが、私が担当ですので説明させていただきます。

議長 先ほど説明があったとおり、権利者は5月9日、義務者は5月10日に意見を聞いております。親同士が、昔この地区基盤整備がとても早くありまして。60年、70年前ぐらいの基盤整備でございまして、その時の下限面積の関係があったということで、農地をその人に作ってもらっておったという形です。下限面積もなくなったこの今、改めて登記を新たに直したというか、この方に戻ったという形になります。今回の案件は問題ないと判断をいたしました。

議長 議案第8号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第8号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第8号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 議案第9「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてご説明します。  
議案書は17ページです。

これは、令和5年度に目標を設定しました最適化活動の目標に対する実績(成果)を、各委員さんから出していただいた自己評価等を踏まえて、農業委員会が点検・

評価するものです。評価にあたっては、昨年度も説明しましたので詳しくは説明しませんが、農林水産省からの通知文書に示されておりまして、それに基づき評価したものとなります。

内容についてご説明します。

大きく3つの項目に分かれております。1 最適化活動の成果目標、2 最適化活動の活動目標、3 点検・評価結果となっております。

順番に見ていきますが、1 最適化活動の成果目標について、これも3つの項目に分かれております。(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の解消等、(3) 新規参入の促進です。まず(1)の農地の集積ですが、前年度末(R4年度末になりますが)集積率48.5%に対して、目標集積率が49.5%でありました。それに対する今年度末(R5年度末)の実績ですが、農地面積2,470 haに対して1,229.6 haの集積面積で、49.8%の集積率でございました。

次に、(2) 遊休農地の解消についてです。緑区分解消面積の目標と実績について、それぞれ記載しております。

次に、黄区分解消工程表策定については、黄区分の面積が0のため策定していません。

新規発生解消面積については、令和4年度末の緑区分面積に含まれているため、当該年度については目標、実績共に該当なしとなります。

(3) 新規参入の促進ですが、これは農地の所有者等から同意を得て公表した面積を記載することとなっておりますが、該当が無いため実績は0です。

この目標はちょっとわかりにくいので少し説明しますと、これは新規参入を促進するための目標となっておりまして、新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合に、いつでもあつせんできるように、農地の所有者等から貸してもいいよ、という内諾を得ておくものであり、新規参入者数や新規参入者が農地を借りた面積などではありません。新たな担い手と呼び込み、いつでも農地のあつせんができるよう「準備」しておくためのものとなっております。さらに、これについてはHPなどで公表して初めて実績となります。

次に、下の段、2 最適化活動の活動目標についてです。最適化活動を行う農業委員の人数19人、推進員の人数20人です。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標、月当たり6日に対して実績が4.77日(昨年度は5.17日)でした。

(2) 活動強化月間は3月設定していましたが、予定通り3月実施しましたので、目標、実績共に3回です。

(3) 新規参入相談会への参加は、掛水委員に参加いただきましたので、目標3回に対して、実績は2回となっております。

最後に、3点検・評価結果についてです。

これについても、標語の決定方法などについては昨年度説明させていただきましたので割愛しますが、農林水産省経営局農地政策課長通知の別表に基づき当てはめたものとなります。

農業委員会としての点検・評価結果の評語(批評の言葉。また、評価した成績を示す語。)は、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

推進委員等の点検・評価結果についても、同様に表に当てはめた点数をもとに評語を決定しております。

「目標に対し期待を上回る結果が得られた」方が3人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」方が9人、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」方が27人となっております。

以上内容の説明となりますが、今回決定いただきましたら、県、市町村長及び農業会議に通知し、6月末までにHP等で公表することになっております。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
議案第9について質疑を許します。質疑はありませんか。  
2番 掛水誠幸委員。

2番 3番の新規参入相談会の参加ですが、目標3回に対して2回になってますが、3回の新規就農相談会を行ったんですが、1回は誰も応募者がおりませんでしたので、2回になりました。その報告をさせていただきたいと思います。

議長 他に何かありませんか。16番 中原英昭委員。

16番 これどう見たらいいんか、もう1回確認したいんですけど、この農業委員会の点検、評価の結果が目標に対して期待を上回る結果が得られたっていうことになってるってこと。それはどんな意味でも期待を上回ってないような気がするんですけど。目標の6日に対して4.77で目標を3回に対して次は3回。目標に対して2回で目標に対して期待を上回る結果を得られた人が3人しかいてないのに、農業委員会全体としては、期待を上回る結果が得られたことになっているのは、どこでどうなってこうなるんですか。

事務局 農業委員会の点検、評価結果っていうのが農業委員会全体の、評価結果になってまして、推進委員の点検、評価結果についてはその各個人さんでの判断になります。この目標に対して期待を上回る結果が得られたっていうのは、最適化活動の1番の最適化活動の成果目標であったり、2番最適化活動の活動目標によって、点数が割り振られまして、それで判断していくんですけど、集積でいったら目標はクリアされます。遊休農地の解消も解消面積がすごい今回多かったんでパーセントで言うても、100%以上110%以上の達成率やったので、そこでこの二つで結構点数が稼げまして上回る結果が得られるということなんです。これよりまだ上にも期待を大幅に上回る結果が得られたとかありますけど、そこまではいってなかったんで、こういう表現になっているという事です。

16番 もう1個いいですか。この点検のところの推進委員等の点検評価結果のところ、この目標に対し期待を上回る結果が得られた人が3人っていうことになってますよね。これまた別の計算方法があつて3人ということですか。っていうのは、こ

の黄色いやつの100回以上1人で90から100の間に4人いてるわけじゃないですか上に、ここに3人ってことは、この90から100未満のもの3人の中で1人あかんで落ちたりとか、もしくは80から90未満でも上にあがったりとか、そういうことですか。

事務局 4つに区切って分けてるんですけど、3人については当然上位の活動日数をクリアされた方になってます。ただですね農林水産省の方が通知で示しているその計算方法がまた違ってまして最低がですね、去年も一回この資料お渡しして説明したんで、今回はいいかなとやめたんですけど、例えばですね、月あたりの最適活動の日数の年間の平均が6日から7日やったら4点とか、8日から12日やったら8点、13日以上で12点というのがありまして、その6日から7日の4点から下になるとですねなくてですね。6日に達してない場合もゼロ点ということになります。そういう事でどうしてもですね。目標に対して活動日数が足りてないとやや下回る結果になったって人がどうしても多くなるような計算方法になってます。

18 番 自分、こういった形式って非常に大変苦手なタイプで、テストの点数つけられているような。非常に成績を評価されるのって非常に苦手なんですけども、これをやる意味とか意義が全然わかりません。

事務局 最適化活動についてはですね。去年、一昨年ぐらいからずっと皆さんには活動日誌とかつけてもらってるんですけど、農業委員会の活動には最適化活動っていうのはどうしてもやらんといかん活動として、法律にも定められてまして、国の方でもなかなか活動が見えないっていうような、住民の方からの話があったりしてそこで活動を見える化っていうことで、こういう活動日誌をつけていくっていう農林水産省のガイドラインに示されて、今、こういう形でさせてもらってるんですけど。根本的なところになってくるのですが、こういう活動についてはどうしてもせんといかんっていうところ、それを記録に残すというところなので、頑張ってやっていただきたいということしか言えないんですけど、ご理解いただけたらと思います。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第9号 「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第9号「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」原案のとおり可決されました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、事務局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長

続いて、日程第10 議案第10 「農地利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について」を議題とします。

建議等検討委員会の説明を求めます。

9 番

もう皆さん、ご覧いただいたと思うんですが、2024年の意見書提出すということで、5項目にわたって検討しております。それから次の51ページの4項目ですが、これは2020年の意見書の時に出した分です。検討をすとか協議をすとか、そういう回答でしたんで具体的な結果が得られてないということで、再度を出そうということで決まりました。今日皆さんに決定していただきましたら、30日に町長に提出をさせていただきます。以上です。

議長

議案第10号について説明が終わりました。

議長

議案第10号について質疑を許します。質疑はありますか。

6番 下元誠一郎委員。

6 番

意見書はこれが全文ですか。この中でいつもは載ってる基盤整備、土地改良事業が今回は抜けていると感じますが。まだまだ四万十町70%80%の基盤整備率とか言われてますが、棚田に近いようなところもたくさんあります。そういうところをやっぱり、どんどん力入れて直していかなと農家人口がますますこれ減るといいう、この間の意向調査でも、おそらく現れてるんじゃないかと思えます。そういうところを直して行って、自分がリタイアしても誰かが作ってくれる田んぼにしていけないと、耕作放棄地がたくさん出てきて、イノシシが駆け回るような野原になっていくんじゃないかと自分は危惧するんですが。ここへ基盤整備事業の推進ということを謳ってもろうたらと自分は思いますが、どうでしょうか。

28 番

先ほど下元誠一郎委員が言われた基盤整備ですけども、まず地元の人や地権者の了解を得ないと、どちらかという地権者がやってやると言うてもっていかないと、今こちらからやらんかよという事業はないです。正直なところ言いまして。

私らの地域も負担金のない基盤整備をやるようにしてはありますが、事業ができるのがそれこそ申請してとおっても2年3年先、もう今のところ土建屋さんがなかなか取ってくれない。予算が降りても、工事の入札に参加しないというような事態も去年一昨年起こっております。それから、小さい面積に対しては区画整備という事業なんかもありますけども、まず地主さんが先に手を上げてぜひやらないと、もうどうにもならないよというような感じじゃないと、なかなかやってもらえないというのが正直なところでこの意見書にこれを載せるっていうたら、また方向性まで変わってくるんじゃないのかなと自分はそう思います。

6 番 地元がやれ言うてもなかなか地元で先やりがおらん。先にそういうまとめ役がおらんっていうような状況で、町が主体でおんぶに抱っこが一番楽な方法と思うけど、そこがもうちょい町で昔、農村整備課があつて1人そういう担当者を設けて、その人が集落に入ってきて、基盤整備しないと10年後にはどうにもならんなる言うてそういう人らが勧めてくれたら乗ってくるような感じ。やれやれで跳ねかけあいでやり手がおらんのが今の状態やと思う。

9 番 だいたい今出来てないところは以前からやっぱり地域で反対があつて出来てないのが現状やと思うんですよ。下元誠一郎委員の意見、今後農業委員会として町長にも伝えていくようにしますんで、この内容にはもう載せれないと思うんですけど、それは常々伝えていくようにいたします。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第10号 「農地利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号 「農地利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について」は原案のとおり可決されました。

議長 お諮りいたします。

議長 ただいま、議案第10号が議決されました。

町に対する意見書提出については、30日を予定しております。私と竹内会長職

務代理、建議等検討委員会の山本委員長、中原副委員長にて行いたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長                   ご異議が無いようですので、4名で提出してきたいと思います。

議長                   続いて、日程第11 その他の件について議題とします。  
事務局ではありませんか。

議長                   なければ、その他の件については終了いたします。  
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。  
ご起立をお願いします。

議長                   以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会5月総会を閉会いたします。  
礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時10分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長

---

署名委員 8 番

---

署名委員 34 番

---